

附則第三条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正の前の見出しを付する改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定

附則第三条 削除

附則第四条の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則の次に次の別表を加える。

附則の次に次の別表を加える。

(国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正)

第四十八条 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五十五条を次のように改める。

第五十五条 削除

第五十六条第一項中「前三条(第五十二条第二項を除く。次項において同じ。)のいずれかを第五十三条第一項又は第五十四条」に改め、同条第二項中「前三条のいずれか」を「第五十三条第一項又は第五十四条」に改める。

附則第一条ただし書を削る。

(放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)

第四十九条 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

(種苗法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十条 種苗法の一部を改正する法律(平成十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を次のように改める。

第四条 削除

(株式会社商工組合中央金庫法の一部改正)

第五十一条 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第八十条を次のように改める。

第八十条 削除

附則第八十一条中「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の下に「(平成十九年法律第三十六号)」を加える。

(水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十二条 水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律(平成十九年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第三条中「施行日以後」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(以後)」に改める。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

(自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律(平成十九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条及び第十七条を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

(銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十四条 銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

(海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正)

第五十五条 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第二条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条の前の見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第六条を削る。

(商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五十六条 商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号及び第五号を削る。

附則第二十六条及び第二十七条を次のように改める。

第二十六条及び第二十七条 削除

附則第二十八条中「前条」を「第二十五条」に改める。

附則第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

第三十四条及び第三十五条 削除

(入管法等一部改正法の一部改正)

第五十七条 入管法等一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号及び第七号を削る。

附則第二条中「第三号施行日」を「前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)」に改める。

附則第四十四条第六号を削る。

附則第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

第五十四条及び第五十五条 削除